

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務に関する評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
阪南市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大阪府阪南市長

公表日
令和1年6月28日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付等の申請</li> <li>・保険料賦課、特別徴収額の通知</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請</li> <li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li> <li>・要支援認定、要介護認定等の申請</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護予防住宅改修費等の支給</li> <li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼</li> <li>・負担限度認定や各種減免認定の申請</li> <li>・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム

### 2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項
--------	---------------------

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</li> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2、58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) (別表第2における情報照会の根拠)</li> <li>・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94の項</li> </ul>

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部介護保険課
②所属長の役職名	課長

### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1 阪南市健康部介護保険課 TEL:072-471-5678

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1 阪南市健康部介護保険課 TEL:072-471-5678
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 8. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

